

府 監 第 1799 号

平成 22 年 1 月 29 日

請求人 様

大阪府監査委員 赤 木 明 夫

同 京 極 俊 明

同 松 浪 耕 造

同 品 川 公 男

同 磯 部 洋

住民監査請求について（通知）

平成 22 年 1 月 12 日付けであなたから提出のあった請求については、下記のとおり却下します。

記

第 1 請求の内容

本件の住民監査請求の内容は、次のとおりである。

『1. 措置請求の要旨

高槻市の府道 132 号線（高槻～茨木線）は女瀬川天堂橋付近（津之江 2 丁目）で大きくカーブしており、前方の堤防上の道路を渡る横断者の安全を守るため、道路のアスファルト路面に注意喚起の白文字『速度落とせカーブ有』が記入されています。高槻方面行きの車線上の文字はカーブの手前 30 メートル位の所に記入されており、運転手はその文字を見てカーブのあることを認識し、注意できる適切な位置に記入されています。ところが茨木方面行きの文字はカーブを過ぎ、直線に向かうところから書き始めているので、運転手への注意勧告としては意味がありません。反対車線のようにカーブの手前 30 メートルから書き始めるべきです。文字記入の目的はカーブにさしかかる運転手に少しでも早く横断者を認識してもらい、接触事故を減らすことにあるのです。貴重な税金を使って工事をする際には担当者がしっかりと目的意識を持ち、工事の発注においても現場においても適切なる監督が要請されるべきであります。

今般、工事業者に対する管理監督を怠った茨木土木事務所の担当職員の不注意を責めるとと

もに、誤った工事に公金の支出が執行されたことにより、大阪府の財務会計上に損害を与えたことは明らかであります。故に支出された工事費 133187 円の二分の一に相当する 66593 円の返還を求め、再度適切な場所に再工事をするよう措置請求を致します。

2. 監査請求の原因

当該場所はこれまで車両と横断歩行者との接触事故、自転車との接触事故で、死傷事故も発生している場所であります。天堂橋の 300 メートル下流で女瀬川が芥川と合流し、3 キロ下流で淀川に注いでいます。芥川と女瀬川の合流地の三角用地には高槻市の津之江公園があり、放課後や休日に府道を横断して公園に向かう子どもたちや散歩者が多い場所であります。これまで、横断者の安全対策のために信号機の設置や横断歩道の指定でゼブラ記入等々を警察や市役所、大阪府に申し入れています。信号機設置については大阪府下で多数の設置要望があり、予算に限界があり、この場所については優先順位から見て、10 年以上先になると高槻警察署から回答を頂いています。また、横断歩道の指定についてはカーブのすぐそばに横断歩道を指定することによるマイナスの方が大であり、いずれも種々の困難からどちらも実現には至っていません。そこで、とりあえずの対策として高槻市の市会議員の要請で茨木土木事務所が平成 21 年 2 月 14 日、路面に注意喚起の白文字記入工事が実行された場所であります。

3. 監査請求の経緯

監査請求人は平成 21 年 11 月 25 日頃この道路を利用する運転手から不適切な記入だとの指摘を受け、現場を確認し、11 月 30 日に茨木土木事務所の維持グループに書面（添付）で工事のやり直しを申し入れましたが、正式回答がなく、12 月 18 日に大阪府に情報公開を請求（受付 933 号）し、12 月 26 日に部分開示の決定通知を受け、コピー代を送付し、平成 22 年 1 月 7 日に支出に関わる書類を郵送で受け取りました。

事実証明：

現場の写真 6 点

大阪府公文書 3 点

1. 主要地方道（単価契約）支出命令起案文
2. 支出命令伺書及び請求書（裏面）
3. 指示書精算（第 12 号）及び内訳資料（裏面）

茨木土木事務所への要望書 1 点』

第 2 地方自治法第 242 条第 1 項の要件に係る判断

1 地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対して監査を求め、当該普通地方公共団体が被った損害を補填するための必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨規定している。

当該規定は、住民に対し、当該地方公共団体の執行機関又は職員による一定の具体的な財務会計上の行為又は怠る事実（以下「財務会計行為等」という。）について、その監査と非違の防止、是正の措置とを監査委員に請求する権能を認めたものである。

したがって、住民監査請求においては、対象とする財務会計行為等がなぜ違法、不当であるのか、その理由あるいは事実を個別的、具体的に示さねばならず、それがなされていない場合は住民監査請求の要件を欠くものというべきである。

2 請求人が本件請求で対象とする財務会計行為等は、平成21年2月14日に高槻市の（一般府道）高槻茨木線（以下「本件道路」という。）の天堂橋付近の路面に『速度落せカーブ有』という白文字を記入した工事（以下「本件工事」という。）の工事費の支出であり、請求人はその財務会計行為等の違法性、不当性の理由として本件道路のうち、茨木方面行き道路のアスファルト路面に記入された注意喚起の白文字『速度落せカーブ有』の位置が不適切であるとしている。

しかしながら、本件請求書に記載された請求の要旨、原因及び経緯から総合的に判断すると、請求人は本件工事自体の必要性は認めているが、本件工事の施工箇所が不適切であると主張しているものであり、請求人が主張している違法性、不当性は、工事の施工箇所の決定という行政判断に対するものであって財務会計行為等の違法性、不当性ではない。

したがって、本件請求において、法第242条第1項が住民監査請求の要件としている財務会計上の違法・不当な事由が、個別的・具体的に摘示されているものとは認めることができない。

第3 結論

以上のとおり、本件請求は、法第242条第1項の要件を満たさない不適法な監査請求であるから却下する。